

東京大学研究支援経費取扱要領第3条第3項に定める研究支援経費
の算定基準額及び適用率について

平成31年1月31日
総長裁定
改正 令和2年3月27日
改正 令和2年10月8日
改正 令和5年6月16日
改正 令和6年3月7日

東京大学研究支援経費取扱要領第3条第3項に定める研究支援経費の算定基準額及び適用率は、別表のとおりとする。

附 則
この裁定は、平成31年2月1日から実施する。

附 則
この裁定は、令和2年4月1日から実施する。

附 則
この裁定は、令和2年10月8日から実施する。

附 則
この裁定は、令和5年6月16日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則
この裁定は、令和6年4月1日から実施する。

別表

研究資金等の名称	算定基準額	適用率
1. 補助金（間接経費又は一般管理費に関する定めのあるもの。）	直接経費の額	補助金配分機関の定める間接経費の率又は一般管理費の率
2. 民間企業等との共同研究契約等による資金	直接経費の額	30%
3. 海外の企業との共同研究契約等による資金	直接経費の額	30%
4. 民間企業等との受託研究契約等による資金	直接経費の額	30%
5. 海外の企業との受託研究契約等による資金	直接経費の額	30%
6. 国、地方公共団体又は独立行政法人との受託研究契約等による資金（間接経費又は一般管理費に関する定めのあるもの。）	直接経費の額	国、地方公共団体又は独立行政法人の定める間接経費の率又は一般管理費の率
7. 国、地方公共団体又は独立行政法人との受託研究契約等による資金（間接経費又は一般管理費に関する定めのないもの。）	直接経費の額	30%

8. 寄附金	寄附金額	30%
9. 寄附による株式等	換金後の受入額	30%
10. 寄附物品等	寄附申込書に記載された金額	30%

備考

- 1 別表第4号、第5号及び第7号に掲げる受託研究契約等のうち、東京大学学術指導取扱規則（令和2年3月26日東大規則第120号）に基づく学術指導契約に係る算定基準額は、指導料、必要経費の合計額に消費税及び地方消費税を加算したものとし、その適用率は、当該各号の規定にかかわらず、10%以上30%以下の範囲内で、部局長の申し出により総長が決定することができる。
- 2 別表第8号から10号までに掲げる適用率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、10%以上30%以下の範囲内で、部局長の申し出により総長が決定することができる。
- 3 別表第2号及び第4号に掲げる契約のうち、その原資となる資金が国、地方公共団体又は独立行政法人との契約や補助金の交付によるものであって、間接経費又は一般管理費に関する定めのあるものについては、別表第6号の適用率を適用する。
- 4 別表第2号から5号まで及び第7号に掲げる契約（備考3及び備考5の契約を除く。）において、当該各号の適用率を超えて受入れる場合、その適用率は、個別の契約ごとに部局長が決定することができる。
- 5 別表第2号及び第4号に掲げる契約（備考3の契約を除く。）のうち、「学内における学術団体の運營業務に関する取り扱い」（令和5年3月23日付）に基づく契約の適用率にあつては、当該各号の規定にかかわらず、当面の間、0%とする。